

1972

目 次

校 訓

1 教育方針および目標	
2 校歌・応援歌・生徒歌「熱い血潮」	1
3 沿革表	4
4 学則（付授業料等徴収条例）	5
5 欠席等に関する規定	15
6 考査に関する規定	17
7 成績等に関する規定	19
8 服装等に関する規定	20
9 図書館利用規定(抄)	23
10 火災災害に関する規定	24
11 自治委員活動規定	26
12 賞罰に関する規定	27
13 自動車等の規制に関する規定	29
14 生徒心得	30
15 生徒会会則	40
16 生徒会各クラブ紹介	53
17 諸願届書式ならびにその注意	54

校 訓

真 健 和

伝統に輝く本校の創立九十周年を記念し、本校職員生徒の全知を結集した校訓を、ここに制定する。

真は学問におけるまこと——真実をいう。真実は学問に対するひたむきな情熱によって求められる。たえず真実を追求する意欲をもって授業にのぞみ、自律的態度で学業に専念すべきである。

健は心身のすこやかなることをいう。心身の健全さこそは真実追求の土台となるものである。強健な身体、不屈の精神をめざして、不斷に心身の練磨につとめるべきである。

和は互いに心を合わせやわらぐことをいう。和気あいあいたる中に相互の信頼は深まり、高校生活はうるおいあるものとなる。和やかな学園生活の建設をめざして、和の精神を養うべきである。

諸君はこの校訓を胸に刻み、真に充実した高校生活を送るよう切に祈念する。

(昭和45年6月1日)

1. 教育方針および目標

△ 教育方針

明朗堅実な伝統と、真剣な向学心のもとに、不斷の努力によって学力の充実をはかり、心身ともに健全な生徒の育成を期す。

△ 教育目標

1. 健康の増進

2. 徳義の高揚

3. 学力の充実

徳山高等学校校歌

♩=120

力強く行進曲風に

高野底之 作詞
信時潔 作曲



一 鼓海の水は深くして
百船千船入り集ひ
岐山の松は高くして
千年の霜に徹るなり
此の徳山に成育つ身の
我等の幸よ量りなし
つみの われらのさ ち一 よはかりなし

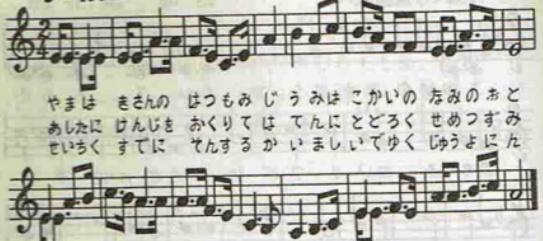
二 春先づ 萌む青柳は
魁せよと教へつつ
底に雄々しさ蓄へて
世に庇ふべき範を見す
此の学校に学ぶ身の
我等の幸よ量りなし

校 歌

山は岐山

♩=100位

赤松克磨 作詞作曲



やまは きさんの はつもみじ うみは こかいの なみのあと
あしたに けんじき おくりては てんに とどろく せめつすみ
せいちく すでに せんする かいましいで ゆく じゅうよにん

あ そのやまのはつもみじー あそのうみの なみのあと
ゆうべゆうしむかれてはー 小じのにしきを かざるらん
そのしんこうのえみにみよー げっけいかんばわれにあり

三、成竹すでにせんするか

今し出でゆく十余人
月桂冠は我にあり

二、朝に健児を送りては
天に轟く攻め鼓
夕勇士を迎へては
不時の錦をかざるらも

一、山は岐山の初紅葉
海は鼓海の波の音
ああその山の初紅葉
ああその海の波の音

生徒歌「熱い血潮」

西岡泰子 作詞
山門廉三 作曲

♪ = 120 位

1 あ ついちしー お を たぎーうせー て
はるかなりせ うーめざ しつつ
きぼうにそえてとびたとうかがやくそら が まーつてい
るーはばたく めれーう とこ うせー

三、

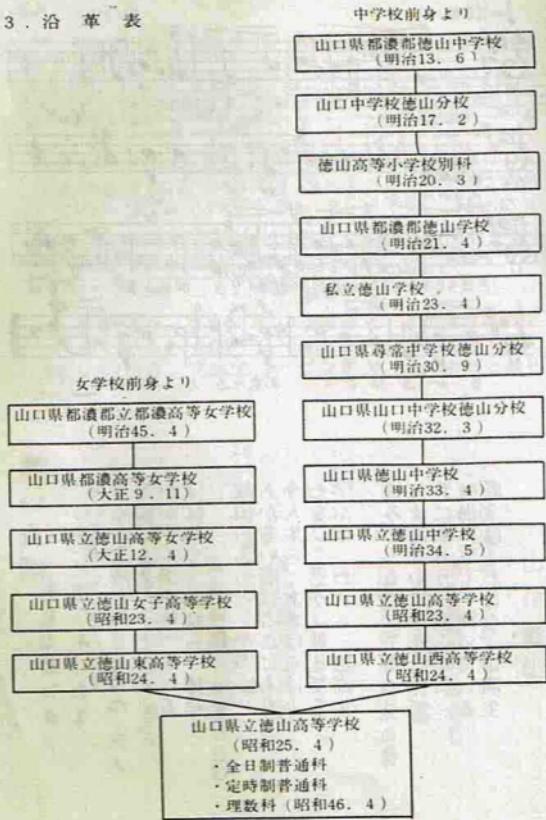
岐山のふもと 夢多く
あかるい春はここにあり
今人生のあさばらげ
友よたがいに手をとつて
共に歌おう 高らかに教えてる
学ぶは雲がわ
歌うは波もわれら 德高生
鼓海の波もうわれら 德高生
ああその山の初紅葉
ああその海の波の音

二、

熱い血潮
はるかな理想めざしつつ
希望にもえてとびたとう
かがやく空が待つて
はばたくわれら 德高生
岐山のふもと 夢多く
あかるい春はここにあり
今人生のあさばらげ
友よたがいに手をとつて
共に歌おう 高らかに教えてる
学ぶは雲がわ
歌うは波もわれら 德高生
ああその山の初紅葉
ああその海の波の音

一、 热い血潮

3. 沿革表



4. 山口県立德山高等学校学則

目 次

- 第1章 総 则
- 第2章 学年・学期および休業日
- 第3章 教育課程および授業時数
- 第4章 単位の修得・認定及び卒業
- 第5章 出欠席の取扱い
- 第6章 入学・転学・休学および退学
- 第7章 保護者および保証人
- 第8章 授業料および入学選抜料
- 第9章 ほう賞および懲戒
- 第10章 付 則

第1章 総 则

第1条 本校は学校教育法の主旨にのっとり、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育および専門教育を施すことを目的とする。

第2条 本校の校名・課程・校舎の位置・卒業年限および通学区域は次のとおりである。

校名 山口県立德山高等学校
位置 德山市鐘楼丁5973番地
課程 全日制(休)・定時制(夜)
学科 普通科(全・定)・理数科(全)
修学年限 3年(全)・4年(定)

通学区域 都濃郡、徳山市、新南陽市、下松市のうち大字藤谷、大字下谷、大字温見、大字瀬戸(全)・県下全域(理)制限せず(定)

第3条 本校の職員組織は別に山口県教育委員会(以下「県教育委員会」という)の定めるところによる。

第4条 本校の生徒定員は別に県教育委員会の定めるところによる。

第2章 学年・学期および休業日

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 学期は次の区分による。

第1学期 4月1日から8月31日まで。

第2学期 9月1日から12月31日まで。

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで。

第7条 休業日は次のとおりとする。

1. 国の定める祝日

2. 日曜日

3. 学年始休業日 4月1日から4月7日まで。

4. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで。

5. 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで。

6. 学年末休業日 3月21日から3月31日まで。

7. (1) 農繁期その他において必要と認められるときは1年を通じて10日以内。

(2) 校長が必要と認めるときは、前項各号の休業日を伸縮することができる。ただし、その期間は前項各号の休業日を通算した日数の範囲内とする。

(3) 定時制課程の休業日については、第8条に定める授業を行なうことができる範囲内において前項各号に準じて校長が定める。

8. 非常災害その他急迫の事情があるときは臨時に授業を行なわないことがある。

第3章 教育課程および授業時数

第8条 本校の教科・科目は次の通りとする。

教 科 科 目

国 語 現代国語、古典乙I、II

社 会 倫理社会、政治経済、日本史、

世界史A B、地理

数 学 数学I、数学II A B、数学III

理 科 物理A B、化学A B、生物、地学

保健体育 体育、保健

芸 術 音楽I II、美術I II、書道I II

外 国 語 英語A B

家 庭 家庭一般、被服I、食物I

理 数

(2) 教育課程は校長が定める。

(3) 全日制の課程における年間授業時数は1050時間以上とする。

(4) 定時制課程における年間授業時数は788時間以上とする。ただし特別の事情がある場合には、在学期間を通じて315時間を下らない範囲内において各学年の授業時数を伸縮することができる。

第4章 単位の修得・認定および卒業

第9条 生徒は各課程の定めるところに従って、所定単位の教科目を修めなければならない。

第 10 条 単位修得の認定は生徒の出席時数および学習成績の評価によって行なう。

第 11 条 所定の期間在学し、所定の単位を修得したものは卒業証書を授与する。

第 12 条 所定の単位を修得した科目については、請求により単位修得証明書を与える。

第 5 章 出欠席の取扱い

第 13 条 生徒が病気その他やむを得ない事由で欠席・欠課・早退をしようとするときは、保護者または保証人よりその事由を具し、文書で届け出なければならない。

第 14 条 天災・交通機関の停止その他不可抗力による欠席・欠課・早退についてはその取扱いをしない。

第 15 条 学校の許可を得て競技会等に参加し、就職または入学の試験をうけ、あるいはこれに準ずる理由のために欠席・欠課・早退したときは出席とみなす。

第 16 条 (1)服忌のための欠席・欠課・早退は忌引とする。

(2) 服忌期間は次のとおりとする。

父母の喪 7 日以内

祖父母・兄弟姉妹の喪 3 日以内

曾祖父母・伯叔父母の喪 2 日以内

第 17 条 生徒が伝染病にかかり、もしくはそのおそれのある場合にはその生徒に対して出席停止を命ずることがある。

出席停止の期間は伝染病の種類に応じて次の基準による。

A 第 1 類

コレラ・赤痢(疫痢を含む)・腸チフス・バラチフス・痘瘡・発疹チフス・猩紅熱・ジフテリヤ・流行性脳脊髄膜炎・ベスト・日本脳炎。
以上医師の許可あるまで。

B 第 2 類

- | | |
|---------------------|------------------|
| (イ) インフルエンザ | 主要症状消退後
3 日。 |
| (ロ) 伝染性下痢症 | 主要症状消退まで。 |
| (ハ) 百日咳 | 特有の咳が消失するまで。 |
| (ニ) 麻疹 | 主要症状消退後
7 日。 |
| (ホ) 急性灰白髄炎(小兒麻痺) | 急性期の主要症状が消退するまで。 |
| (ヘ) 流行性肝炎 | 主要症状が消退するまで。 |
| (ト) 泉熱 | 同上 |
| (チ) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺の腫脹が消失するまで。 |
| (リ) 風疹(三日ばしか) | 主要症状消退後
5 日。 |
| (ヌ) 水痘 | 病皮が全部脱落するまで。 |
| (ル) 流行性腎炎 | 主要症状が消退するまで。 |

C その他の伝染病については医師の許可あるまで。

第6章 入学・転学・休学および退学

第 18 条 本校に入学することのできるものは、次の各号の1つに該当し、保護者とともに第2条に定める通学区域内に居住するものでなければならない。

1. 中学校またはこれに準ずる学校を卒業したもの。
2. 外国において学校教育における9年の課程を修了したもの。
3. 文部大臣の指定したもの。
4. その他高等学校において、中学校を卒業したものと同等以上の学力があると認めたもの。

第 19 条 (1) 本校に入学を志望する者は、所定の入学願書に入学選抜料を添えて出身中学校長に提出しなければならない。

(2) 出身中学校長は前項の入学願書および入学選抜料に高等学校入学志望生徒に関する報告書を添えて所定の出願期間内に校長に提出しなければならない。

(3) 前項第2項以下の該当者は、入学願書および入学選抜料に各号の該当事実を証明する書類を添えて直接校長に提出しなければならない。

(4) 本校の通学区域外に居住するものが本校に入学を志望する場合には、山口県公立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和26年3月21日山口県教育委員会規則第2号）第3条の定めるところによるか、または同規則第5条および第6条に定める手

続きを経なければならない。

第 20 条 入学志望者については県教育委員会の定める方法によって選抜を行なう。

第 21 条 本校の入学は校長が許可する。

第 22 条 入学を許可せられたものは10日以内に保護者および保証人連署の誓約書に戸籍抄本を添えて差出さなければならない。

第 23 条 入学の時期は学年の始めとする。

第 24 条 相當年令に達し、本校で行なう検定によって各学年の課程を修了したものと同等以上の学力があると認められたものには欠員のある場合に限り、学年の始めにおいて第2学年以上に入学を許可することがある。

第 25 条 生徒が他の高等学校へ転学しようとするときは事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出なければならない。

第 26 条 正当な事由によって他の高等学校から転入学を願い出たものに対しては、学力の検定を行ない、定員の範囲内で許可することがある。

第 27 条 (1) 生徒が休学しようとするときは、その期間および事由を具し、疾病の場合には医師の診断書を添えて保護者または保証人と連署の上休学を願い出なければならない。

(2) 休学期間は3ヶ月以上1年以内とする。ただし特に必要と認めるときは、その休学期間をさらに1ヶ月に限り延長することができる。

第 28 条 休学の事由が消滅し、復学を願い出たものに

については審議の上許可する。

第 29 条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、疾病の場合には医師の診断書を添えて保護者または保証人の連署の上願い出なければならない。

第 30 条 特別の事由により転科を願い出たものに対しては、転科後その学科に必要な単位を修得する見込があると認めた場合に限り定員の範囲内において全日制の課程においては第 2 学年の始めまでに、定時制の課程においては第 3 学年の始めまでに許可することができる。

第 31 条 特別の事由により全日制課程および定時制課程相互の転籍を願い出たものに対しては、定員の範囲内において、そのものが履修した単位に応じ相当学年に転籍を許可することができる。

第 7 章 保護者および保証人

第 32 条 保護者は生徒の親権者または後見人とする。

第 33 条 保証人はその区内に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。

第 34 条 保護者および保証人は学校の教育に協力し、学校に対してその生徒に関する一切の責任を負うものとする。

第 35 条 保護者が死亡したときは、その後継者を定めて誓約書を再調製の上、校長に提出しなければならない。

第 36 条 保護者が所定の授業料を納付しないときは、保証人は保護者に代って納付しなければならない。

第 37 条 保証人を変更した場合は、保護者は直ちに校

長に届け出なければならない。

第 8 章 授業料および入学選抜料

第 38 条 授業料および入学選抜料の納付は山口県立学校授業料等徴収条例（昭和22年3月1日）山口県条例第26号）の定めるところによる。

第 9 章 ほう賞および懲戒

第 39 条 他の範と認められる生徒については表彰することがある。

第 40 条 (1) 教育上必要があると認められるときは生徒に対して懲戒を加えることがある。

(2) 懲戒は訓戒・謹慎・停学および退学とする。

(3) 前項の退学は次の各号の 1 つに該当するものについて行なう。

1. 性行不良で改善の見込がないと認められるもの。
2. 学力劣等で成業の見込がないと認められるもの。
3. 正当の理由なく出席常でないもの。
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反したもの。

第 41 条 生徒が学校の器具、設備その他の施設を紛失または毀損したときは、その情状によって現品またはその代価を弁償させることがある。

第 10 章 付 则

この学則は昭和32年4月1日から施行する。

(付) 山口県立学校授業料等徴収条例(抄)

昭和22年8月1日 改正 昭和32年3月25日

山口県条例第26号 改正 山口県条例第4号

第2条 授業料は各学期の所属月数に応じて分類し、各学期の始めから20日以内にこれを納付しなければならない。ただし事情により月割額を分納することができる。前項ただし書の分納額は毎月15日までにこれを納付しなければならない。

第3条 授業料の納付を怠った者は完納するまで授業を停止することがある。

第6条 既に納付した授業料、入学試験料および入学料はこれを払戻さない。ただし次に掲げる場合には授業料を減免しまたは猶予しあるいは既納の額の一部、または全部の払戻しをする。

学期中途の該当者については月割計算とする。

1. 休学、死亡または転学のため校長の承認を受けたとき。

2. 特別の事情により知事の許可を受けたとき。

第7条 次に掲げる場合にはその期の授業料はこれを徴収しない。

1. 休業が全1学期にわたるとき。

2. 休学が全1学期にわたるとき。

3. 伝染性を有する疾病のため出席停止が全1学期にわたるとき。

5. 欠席等に関する規定

第1条 (1) 病気その他やむを得ない事由で欠席・欠課・早退しようとするときは保護者よりその事由を具して文書で届け出なければならない。

(2) 1週間以上にわたり病気欠席しようとするときは医師の診断書を添えなければならない。

(3) 欠席・欠課・早退の届出はなるべく事前がよいが、おそくとも事後3日以内にしなければならない。

(4) 登校後病気その他突発の事由による欠課または早退しようとするときは、ホームルーム主任に届け出て、その許可を得なければならぬ。この場合事後の届出も必要である。

第2条 (1) 欠課・早退によって授業を受けなかったときは合併授業の時に限りホームルーム主任の認めを得て指導教師に届け出なければならない。

(2) 遅刻した者は指導教師の許可を得なければ入室することができない。

第3条 天災、交通機関の停止その他不可抗力による欠席・欠課・早退は出席とみなす。

第4条 (1) 学校の許可を得て、競技会等に参加し、就職試験または入学試験を受けまたはこれに準ずる事由のため欠席 欠課・早退したときは休暇として出席とみなす。

(2) 第3条、第4条に該当するものは第1条に準じ休暇願を提出しなければならない。

第 5 条 (1) 服忌のための欠席・欠課・早退は忌引とする。忌引には第1条に準じて忌引届を提出しなければならない。

(2) 服忌期間は次のとおりとする。

父母の喪 7 日以内

祖父母、兄弟姉妹の喪 3 日以内

曾祖父母、伯叔父母の喪 2 日以内

付 則

この規定に関する諸願届の形式は別に定める。

6. 考査に関する規定

一斉考査は、各学期の中間および期末の6回である。ただし第3学年第3学期は実情に応じて定められる。受験においては次のことを心得ておくこと。

1. 教室の整備

教室の左右および前後の壁と机との間隔を狭くし、各机相互の間隔を等分に拡げる。考査期間中の掃除は、教室のはき掃除のみとする。

2. 受験直前の準備

受験に必要な鉛筆・消ゴム・ナイフ・定規・下敷コンパス以外の各自の持物はすべて教室の前または後に置き、各自所定の席（出席番号順）にすわって待機する。紙片その他不要なものをポケットや身のまわりにおかぬこと。下敷その他に文字が書いてないこと。机の中に他のものが残っていないこと等を確かめる。

3. 受験中の心得

(ア) 公明正大な態度で受験すること。

(イ) 問題に関することがらについては監督の先生に聞かないこと。質疑のある場合は、出題の先生が廻られる時に聞く。

(ウ) 生徒相互の話、暗号の表示、紙片の引渡し、物品の貸借や前後左右の窃視、自己の答案を周囲のものに見易くする行為などをしたり、または教科書等を机の中に残したりなど疑わしいことのあった時は、不正行為をしたもの

とみなす。

- (エ) 所定の時刻がきたら直ちに書くのを止め、答案を裏返して各自の机上におくこと。その間、他のものは着席しており、答案が出揃ってから先生の指示によって退場する。ただし定刻以前に答案を出すものは、所定時間の^を以上(50分の場合は30分、80分の場合は50分)を経過してから退場し、受験場より遠ざかり静かにしていること。

・検査および不正行為の処置

- (ア) 不正行為の起こらないように各自の持物・ポケット等を監督の先生に調べられることがある。
- (イ) 不正行為をしたものは、その時間以後の試験を受けさせず、かつその期の試験は全部0点として懲戒する。

7. 成績等に関する規定

- 成績評定は100点法による。
- 単位修得の認定は生徒の出席時数および学習成績によって行なう。修得単位が不足する場合は原級に留置することがある。
- 追査の時期は原則として4月・9月の2回とする。ただし第3学年においては、卒業判定後卒業式の間にも1回行なう。なお、継続履修科目について、前年度までの欠単科がある場合は、これに合格しなければ当該科目の追査を行なわない。

8. 服装に関する規定

1. 生徒は制服を着用して登校する。校の内外を問わず服装はすべて、質素、清潔、端正を旨とし、高等学校生徒としてふさわしい品位を保つものでなければならぬ。

2. 制服は次の通り定める。

男 子 ① 黒の詰襟学生服、規定の金ボタンをつけろ。型はその時々の流行を追うものであつてはならない。ズボンの裾巾は20cm内外とする。

② 夏期には白カッター又は開襟シャツを着用してもよい。(裾をズボンの下に入れる)

③ 左襟に学年章をつける。夏期にはシャツの左襟につける。

④ 色物のスポーツウエアの類(カッター代用)は柄物であると無地であるとを問わず着用してはならない。

女 子 ① 紺又は黒サージ長袖セーラー服、衿には白線2本を井桁に入れ袖口カフスは白線2本を平行に入れる。イカ胸はつけてもよい。胸開は6cmまでとする。規定のネクタイ、バッジ、学年章をつける。バッジは左胸ポケット中央上に学年章は左襟白線の下につける。

② スカートは紺又は黒のひだスカート(24本の車ひだ)ただし冬は紺または黒のスラッ

クス(裾巾18cm以上)を着用してもよい。いずれの場合もベルトを使用する際は黒色に限る。

③ 夏期には白厚手プロード地長袖又は半袖セーラー服、線は黒とする。入れ方は冬服に準ずる(半袖には袖口の線を入れない)

④ ネクタイは冬は白、夏は黒の三角巾とする

⑤ セーラーの型は学校規定のものを使用する。

3. 制帽について次の通り定める。

男 子 標準の帽章をつけ、2本の白線を平行に巻く。

女 子 制帽は定めない。用いる際は、学校で指定したものに限る。

4. 学年章 生徒は所定の箇所に学年章を着ける。色は1年黄、2年ホワイトブルー、3年えんじ、定時制普通科緑色とする。

5. 名札 標準の名札を男女とも上衣のポケットにつける。

6. 制服の着用期間は次の通りとする。

冬 服 10月1日より5月末日まで。

夏 服 6月1日より9月末日まで。

7. 履物については次の通り定める。

下 履 靴は白又は黒色で飾りのないもの(布、ビニール、皮)女子のハイヒール、パンプスなどのカカトの高いものはいけない。

上 履 校舎内では規定の上履を用いる。

8. 自治委員章 自治委員は右襟にこれをつける。

9. 規定以外の襟章、バッジの類を、制服、制帽につけてはならない。

10. 外套、其他

① 嚫寒の候、通学の途中、男子はオーバー、ジャンバー、女子はオーバー、トップを使用することは差支えはないが、無地、色は紺、黒に限る。柄物および衿などに毛皮、変り布などの飾りをつけたものはいけない。スタイルは派手でないもの。(衿は背広衿、又は丸衿とする) ピニールレザーの類の生地はいけない。

② 手袋、衿巻は着用してもよいが華美でないものとする。ただし校内では許可のあった場合以外着用してはならない。また衿巻類のみ使用してはならない。

③ レインコートは無地で色合、スタイルの華美なものを着用してはならない。

④ ストッキングは黒又は肌色とする。ソックスは黒紺、白とする。

⑤ ゲスター、カーディガンの類を着用して登校してはならない。

9. 図書館利用規定 (抄)

1. 開館時間

土曜日以外の平日は始業時から16時50分まで、土曜日は始業時から13時までとする。長期休暇中の開館については別に定める。

2. 入館・図書利用

- (1) 間覧室に入出するときは手を洗うこと。
- (2) 帽子・カバン等はロッカーに入れ、間覧室に持ち込まないこと。
- (3) 間覧室では静粛を旨とし、私語を慎むこと。
- (4) 雑誌・図書等は大切に扱い、書き込みなどしないこと。

3. 館外貸出

- (1) 貸出期間……貸出日・返納日を含めて7日間とする。
- (2) 貸出冊数……1人1回2冊とする。
- (3) 手續……貸出のときは、ブックカード・期間票に学年・組・氏名・返納予定日を記入し、身分証明書又は名札を示して司書に提出し、返納のときは、返納日を記入して司書に提出する。

4. その他の

- (1) 返納を怠った場合は1日につき延滞料10円を徴取する。
- (2) 図書・備品等を破損・紛失したときは弁償させることがある。
- (3) その他規則に違反したものに対しては、一定期間図書館の利用を停止することがある。

10. 火災災害に関する規定

1. 本校職員生徒により学校消防団を組織する。
2. 学校消防団の編成は本部、本部付指揮班、消火班、物品搬出班、警備班、救護班、連絡班、予備班および避難班より成る。
3. 学校内又はその附近に火災あるいは非常事態の発生した場合は本部に通報し、沈着に身廻品をまとめて、迅速に順序正しく所定の出入口から、男子は各々の部署につき、女子は待避場に集合すること。集合後各HR別に人員の点呼を行なうこと。
4. 休日あるいは下校後の場合も、旧市内在住の男生徒は急きよ登校し消火に協力すること。
5. 本部および本部付指揮班は消防団を指揮統轄し、その他各班の円滑な運営を期すこと。
6. 消火班は常に消火に必要な資材の整備に留意し率先して消火の任にあたること。
7. 搬出班は常に各室の非常持出物品に留意し、その搬出の順序、方法、場所等遗漏のないよう平素の計画に従って搬出すること。
8. 警備班は次のことを行なう。
 - ① 交通規制
 - ② 搬出物の盗難防止
 - ③ 搬出物の延焼防止
 - ④ 分散配置
9. 救護班は救急薬品を常備し、被害者の応急処置をす

- 24 -

- ること。
10. 連絡班は本部隊長の指示により主として次の任務を行なう。
 - ① 建物内外を視察し、要救助事態を把握する。
 - ② 本部よりの連絡事項を各班などへ伝えるとともに復命する。
 - ③ 火災、災害に関して種々のことについて視察し復命する。
 11. 予備班は本部隊長の指示により各班への救援を行なう。
 12. 避難班は運動場で朝礼隊形に避難し、その間に次のことに留意する。
 - ① 冷静に避難口又は避難器具の場所へ移動する。(火点より遠い風上)
 - ② 婦女子を優先に避難させる。
 - ③ すべて下方を向き、防煙のため各自鼻口などをおこう。
 - ④ 危険が切迫し、通路が塞がれたときは窓口や屋上へ避難する。
 - ⑤ 狼狽混乱者には大声でしつらして混乱を防ぐ。
 13. 平素は防火診断に留意し、環境の整理、整頓を行い、かりそめにも弄火などがあつてはならない。

11. 自治委員活動規定

1. 校長は、生徒会長、同副会長、および最高学年のホームルーム委員を自治委員として委嘱する。
2. 自治委員は当番制で校内における生徒生活の秩序を維持し、あわせて、校内環境を整備整頓するために、係り職員とともに、適宜校内を巡回し、一般生徒の注意を喚起する。その自主的活動においては、常に適正な態度を失うことのないよう心がけなければならない。
3. 巡視の際、注意すべき点は次の通りである。
 - (イ) 教室、準備室、部室、便所等の戸締、清掃、整頓。
 - (ロ) 校庭、運動場の清掃、美化。
 - (ハ) 本館および各教室の火気の点検。
 - (ニ) 灰焼場およびその附近の点検と処置。
 - (ホ) 校舎内外の破損ならびに要修理箇所の点検と処置。
 - (ヘ) 盗難予防。特に学校行事日については注意のこと。
 - (ト) 生徒の無断外出等生徒風紀一般に関する事項。
4. 巡視の結果の大要是、当番の委員が、日誌に記入してこれを係り職員に提出する。
(日誌の内容の大要是掲示、放送等の有効な手段によって一般生徒の注意を喚起させる。)
5. 自治委員の統括には生徒課がこれに當る。

12. 賞罰に関する規定

- 第 1 条 学則第39条の規定により校長は次の各号に該当するものについてこれを表彰することが出来る。
1. 学習成績ならびに人物が優秀なもの。
 2. 特定の教科について抜群の成績を示したもの。
 3. 特殊な優れた研究労作を発表したるもの。
 4. 在学期間中皆勤又は精勤したもの。
 5. 生徒会の役員として特に功労があり、会の発展に寄与したもの。
 6. 他人の危急を救助したもの。
 7. 危険を未然に防止したもの。
 8. 非常の際その処置宜しきをえたもの。
 9. 各種大会等で特に技能優秀であったもの。
 10. 其他生徒の本分をつくし衆の模範となる奇特性行為のあったもの。

第 2 条 学校教育法第11条並びに同施行規則第13条および学則第40条第41条により次の各号の1つに該当する者については校長は懲戒を行なう。

1. 暴力その他の手段で学校の秩序を破壊したもの。
2. けんか脅迫もしくは他人に暴力を加えたもの。
3. 故意に公共物をき損、汚損、破壊、売却もしくは紛失したもの。
4. 金銭物品を強要したもの。
5. 破廉恥の行為をしたもの。
6. 考査に関して不正行為のあったもの。

7. 飲酒、喫煙したもの（但し定期制成年者を除く）
8. 法定禁止物品を携行したもの。
9. 覚せい剤または麻薬類を医師の診断によらずみだりに使用したもの。
10. 政治活動や政治運動をしたもの（基本法第8条）
11. 放送無秩序な男女間の交際をしたもの。
12. 許可なくして校内で火気を扱ったもの。
13. 許可なくして金品の募集、アルバイト、キャンプ、集会、クラブ結成等を行なったもの。
14. 紀紀類廃のおそれがある場所へ出入したものの。
15. 道路交通法の規定に違反し、又は事故をおこしたものの。
16. その他生徒としての本分に反する行為のあったもの。

13. 自動車等の規制に関する規定

- (1) 新たに免許証を取得しようとするときは受験手続をとる前に次のように措置すること。
 - イ) 保護者同伴で学校に出頭し、事情を具して学校の許可をえること。但し、原則として3年生の就職内定者で、その必要のあるものに限る。
 - ロ) 学校を休んで受験することはできない。
(長期休暇中を利用して受験すること)
ただし第3学年2学期以降に限り、特別の事情ある場合は(ロ)の規定によらないことがある。
- (2) 自動車等の乗車については下記のように規定する。
 - イ) 登下校の際は乗車することはできない。
 - ロ) 道交法違反については規定により処罰する。
- (3) (イ) 免許証を取得した場合には、規定の様式に従つて申告すること。
ロ) 単車による遠乗りは旅行願を提出すること。

註 ここでいう自動車等とは運転免許を必要とするすべての車をいう。

14. 生徒心得

本校生徒は、純潔の精神、旺盛な体力、自主能動的研究心を培い、もって国家の有為なる形成者となり、進んでは人類文化へ寄与することを目標とし、明朗にして質実なる学園建設の理想に燃えて、われら日々の行動を自主动的規律するものとする。

1. 相互の親和

(A) 礼節の一般

1. 敬礼はその人の人柄をあらわすものであるから、互いに礼儀を重んじ、師に対しては恭敬、友に対しては親愛の誠をつくすよう心掛けること。
2. 国旗を掲揚し、国歌を斎唱し又は奏せられる時は容儀を正しくすること。
3. 師又は長上等に出会った時は学校の内外を問わざていねいに敬礼すること。
4. 生徒相互間においても礼をつくし親和の情を表わすこと。
5. 室内に入るときは必ず脱帽すること。
6. 校長室、職員室、事務室その他長上の室に出入る際は軽く会釈すること。(入室の際ノックすることを忘れてはならない)
7. 登校、下校の際はお互いに挨拶を交わすこと。
8. 長上に対し応対する時は出来るだけ標準語を用い、常に端正な態度で礼を失しないように心掛けること。
9. 集会においては静粛を旨とし、他人の意見を傾聴し

他人の発言を妨げるような言動を慎むこと。

10. 校舎内においては静粛を旨とし、殊に階段の昇降に注意し、疾走放歌高吟其の他けんそう、粗暴な行為を慎み他人の迷惑にならぬようにすること。

(B) 男女交際の常識

1. 男女の交際は常に友情の程度に止め、互にその先天的特性を生かして協力し合うこと。
2. 男女の交際は常に公明正大で、社会一般の誤解を受けぬようにすること。

2. 気品ある生活

(A) 服装容儀

1. 形は心の現われである。生徒は質実健康で気品のある生活を営むよう心掛けること。
2. 服装は別に定める服装規定によるが、常に清潔端正にし、生徒としてふさわしい容儀を整えること。
3. 衣服は質素、実用を旨とし、破損脱落の個所は直ちに修理しておくこと。
4. 外出する時は制服、制帽を着用すること。
5. 襟首、上衣の裾などに下着の出るのは見苦しい。冬季毛糸類の下着の出ないよう気をつけること。
6. 男子は短髪が好ましいが、長髪に際しては高校生としての品位を保ち、清潔にして見苦しくないものである。かりにも流行をおい軽佻浮薄なる髪型であってはならない。女子のバーマネント、クリップ等は禁止する。
7. 衣服、所持品には必ず学年組氏名を明記しておくこと
8. 貴重品入れを内ふところに作り、これに貴重品を納

めること。カバンなどに入れないこと。

9. 結髪の際使用する結び紐は黒色又はこれに類する質素なものであること。リボンは使用してはならない。
10. パラソルを使用してはいけない。
11. 傷病等のため略装しようとするときは、略装届を出さなければならない。

(B) 教 师 と 生 徒

1. 授業中はもちろん学校の内外を問わず常に教師に親しみ、その助言指導の下につとめて自主的にかつ積極的に生徒としての明るい生活を築いてゆくよう努力すること。
2. 授業の始め終りには教師に対して敬礼すること。
3. 教室内において姿勢を正しくし、静粛を旨とし、授業の妨げになるような行為は慎むこと。
4. 発言の際は事情の許す限り起立すること。
5. 授業開始後5分以内に担当教師の来場のない場合には責任者は当該教師に連絡すること。万一当該教師不在の時は教務課に申し出てその指示をうけること。その間生徒は静粛に自習し他の授業の妨げにならぬよう気をつけること。
6. 教室内では定められた座席に着席すること。

3. 秩 序 の 維 持

(A) 風 紀 の 整 正

1. 学校の内外を問わず集会の開催または参加、印刷物の発行、配布ならびにその寄稿、金品の募集、その他これに類似することをしようとするときは、あらかじめ

生徒課の承認を受けること。諸掲示は生徒課の承認済の印を要する。

2. 学校の内外を問わず団体を結成し、または団体に加入しようとするときはあらかじめ所定の様式に基づき生徒課の承認を受けること。
3. NHK、民間放送いずれにおいても、そこで放送しようとするときは、あらかじめ生徒課の承認を要する。民間放送の賞金賞品を目當とするクイズその他の番組に出場してはならない。
4. 登校下校の際は正門を通らなければならない。登校後やむをえず外出しようとするときは、ホームルーム主任の許可をうけ、外出許可証をもらって外出すること。また病気その他の理由により早退しようとするときは、ホームルーム主任の許可をうけ早退証明書をもっては早退すること。
5. 昼食は規定の時間に、ホームルーム又は食堂で行なうこと。
6. みだりに事務室、用務員室、その他無用の場所に立ち入らないこと。
7. クラブ活動の時間は、(E) 特別教育活動、(5)(39頁)の項目を厳守しなければならない。その他の場合で、登校して、校具、運動具等を使用しようとする場合は、その理由を係職員に届け出てその承認を受けること。
8. 学校電話の使用は緊急の場合に限り、係の許可を得て所定事項を電話使用簿に記入した上使用することを

許可される。

9. 放送室の出入及び機械の取扱は係のもののみで、他は出入しないこと。
10. 校内放送は授業時間中においては重大緊急の用件でない限り慎むこと。
11. 校外で飲食の必要ある場合は、生徒としての体面を傷つけないような品位のある店で行なうこと。享樂を目的とするような店に入ってはならない。喫茶店の出入については保護者同伴の場合に限る。
- E2. ダンスホール、キャバレー、麻雀クラブ及射幸的遊戯場等の有害無益な場所に出入してはならない。
13. 特定の男女が1組となって映画館、劇場、音楽会、演奏会等に出入しないこと。
14. クラブ活動において練習等の目的のために合宿しようとするときは、そのクラブの顧問教師を通じて届け出て生徒課の承認を受けること。ただし男女の生徒が一緒になって合宿することは許されない。なお女子のみの合宿の際は女子の先生の宿泊指導を要する。
15. 男女の生徒が一緒になって行事をしようとする時は、本校教師またはそれに準ずる監督のある場合に限り、責任者から願い出て学校の許可をえなければならない。ただしその行事が宿泊を伴う場合は許可しないことを原則とする。(学校主催の行事はこの限りでない) ここでいう行事とは、登山、キャンプ、ハイキング、スキー、スケート、旅行、海水浴、会合、会食などをいう。
16. 生徒が男子または女子だけで、団体となって(他校

生と一緒になる場合も含めて) 前項の行事をしようとする時は本校教師またはそれに準ずる責任者から願い出て、学校の承認をえなければならない。

17. 夜間外出してはならない。但し、校外受講の許可、事前の許可をえた場合、緊急の場合はこの限りでない。
18. 県保護育成条例(第5条)で制限された映画、および映倫指定の成人向映画を観覧してはならない。また夜間の映画、夜間開催の音乐会などに出入してはならない。ただし、学校で特別に許可した場合で、父兄同伴の際はこの限りでない。
19. 外泊しようとする時は事前に保護者から願い出て学校の許可を受けることを原則とする。
20. 生徒が個人で旅行しようとする時はホームルーム主任に旅行願を提出すること。
21. 身分証明書、鉄道運賃割引証は他人に貸与したり譲渡してはならない。
22. アルバイトの必要なものは、その事情を学級担任を通して生徒課に申し出で、その許可を得ること。但し、風俗営業関係の職種へのアルバイトは認めない。
23. 飲酒、喫煙してはならない。
24. 校内で火気を使用しなければならない時は、ホームルーム主任その他監督の教師の許可を得てからでなければならない。また、跡始末を確實にし、消火したことを見届けて教師に報告し、その確認を得なければならない。
25. 破廉恥の行為があつてはならない。

26. 暴力、脅迫等本校生徒として品位を傷つける行為をしてはならない。
27. 山口県青少年保護育成条例に禁じられた各条項はその保護者及び各業者に対する規定であるが本校生徒は年令の如何にかかわらず、下記の制限または禁止の規定を生徒のものとして守ること。
- (1) 有害興行の観覧の制限（第5条）
 - (2) 有害図書の販売等の制限（第6条）
 - (3) 射幸心誘発行為の制限（パチンコ、射的、まあじやん、スマートボール）（第8条）
 - (4) 物品質受、古物買受等の制限（第9、第10条）
 - (5) 淫行又はわいせつ行為の禁止等（第11、第12条）
 - (6) 危険物所持の禁止（第13条）
 - (7) 深夜外出の制限（第14条）

（B）公共物の愛護

1. 常に校舎内外を整備し、心身練磨の場たるにふさわしい雰囲気の醸成に努めること。
2. 校舎、校具、運動具その他公共物は常にこれを愛護し時間外の使用はその係の許可をえること。使用後はきちんと整頓しまたは所定の場所に返納しておくこと。
3. 図書館における規定は別に定めるが、閲覧、貸出の規則をよく守り、破損紛失しないよう注意すること。
4. 校舎、校具、運動具、図書を誤って破損紛失した際は直ちに係職員に申し出てその指示をまつこと。
5. 前項のものを故意に破損又は売却したものは別に定める規程に従って懲戒される。

6. 火気、電気その他危険なものの取扱については係職員の指導の下に行い、細心の注意を払い危険のないよう気をつけること。
7. 便所は清潔に注意すること。
8. 塵埃及び反古等は必ず所定の場所にすること。

（C）交通道德の遵守

1. 常に校の内外を問わず右側通行を励行すること。横断歩道の通行の際は、その筋の指示を守り、事故のおきないよう注意しなければならない。なお、歩道はこれを一つの道路と考え、その右側を通行しなければならない。
2. 列車、汽船其他の交通機関を利用して通学するものは乗降及び船車中の態度を慎み、高校生としての自覚を忘れないこと。
3. 自転車で通学しようとするもの（2キロ以遠のものを原則とする）は生徒課に届け出てその許可を得、自転車通学に関する注意（別紙）を厳守すること。なお、すべて乗車の際は法に定められた諸規則をよく守り、特に道路の左端を1列になって通行しなければならない。
4. 自転車以外の諸車を運転して通学してはならない。下校後もそれぞれの免許証所持者でなければ運転してはならない。その際道路交通法の定める規定を守って運転しなければならない。
5. 通学途上において不測の事故の発生した際は直ちに学校に通報し、臨機の処置によって事故の被害を最少ならしめるよう努力すること。

(D) 通 学 区 の 設 置

1. 本校の通学区は次の通りとする。

- ①徳山東地区 旧市内東川以東
- ②徳山北地区 同東川以西、国道以北
- ③徳山南地区 旧市内東川以西、国道以南
(大津島を含む)
- ④久米、柳浜地区 柳浜以東 (糸島、大島を含む)
- ⑤加見、富岡地区 (鹿野、戸田以西を含む)
- ⑥富田地区
- ⑦福川地区
- ⑧戸田地区 (湯野、夜市を含む)

2. 各地区には係職員並に地区委員及び受報責任者を置く。

3. 各地区において学年始めに通信網を作製し、学校から連絡のあったときは末端まで至急に指令のとどくようにしておくこと。

4. 各地区的生徒は互に敬愛の誠をささげ、互に知能をみがき徳性を涵養するなど相互の修養に努めること。

5. 地区内に不測の事故の発生した際は、直ちに学校に通報し、適宜の処置によって被害を最小限度に止めるよう努力すること。

(E) 特 別 教 育 活 動

特別教育活動とは、「ホームルーム」「生徒会」「クラブ」の諸活動をいい、生徒の自発的活動を通して、個性の伸長を図り、健全な精神、および生活の望ましい態度を培うことを目指とする。その活動は、あくまで学校教育の一環と

してあるものであり、学校としての集団のもとに行なわなければならない。したがって、校長の承認に基づき、担当教師の指導のもとに行なわれるべきものである。

クラブ活動については次の事項に従うこと。

- 1. 入部希望者は幹事および組担任に申し出て、顧問の許可を得ること。
- 2. 生徒はできるだけ1つ以上のクラブに所属することが望ましい。
- 3. 退部は幹事および組担任に申し出て、顧問の許可を得ること。
- 4. 部室は常に清潔整頓を保ち、幹事はその管理にあたる。出入は放課後とし、施錠して、それまでは出入してはならない。またクラブ員以外の者は出入してはならない。
- 5. 活動の時間は放課後を原則とする。終了時間は、夏は午後6時30分、冬は5時30分。万一延びる場合は、顧問の直接の指導を要し、また宿直に届け出ること。
- 6. 定期考査の場合は、考査時間割発表の日より、考査最終日の前日まで活動を中止することを原則とする。
- 7. 休日中は、登下校の際、クラブ名、人員、時間等を幹事は日直に届け出ること。
- 8. 先輩や他校生が参加する場合、あるいは活動の対象がクラブ員以外におよぶ時は、学校側の許可を得ること。
- 9. 校外において、試合(練習試合、本試合)、コンクール出品、研修、取材、見学および旅行、親睦会、集会等をする場合には許可を要する。特に卒業生歓送会は校内で開き、会費は1人あたり100円以内とする。

15 山口県立徳山高等学校生徒会会則

本会は徳山高等学校生徒の自主的精神に基づき自治活動を通じて、会員相互の向上に努め、学園生活の充実発展をはかる事を目的とする。

第1章 総 則

第1条 本会は山口県立徳山高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校全日制生徒全員をもって構成する。

第3条 本会員は等しく選挙権ならびに被選挙権を有する。

第4条 本会員はすべて本規約を積極的に履行する義務を負う。

第5条 本校の教職員はすべて本会の顧問となり得る。

ただし特別に規定のある場合のほか議決権を有しない。

第6条 本会の会議は原則として、これを公開する。

第2章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長

副会長（男女各1名）

書記（2名）

次の各委員会の正副委員長および委員

（議決委員会、総務委員会、経理委員会、厚生委員会

図書委員会、新聞委員会）

文化・体育委員会の委員

文化・体育部幹事長および幹事

第8条 役員の任務は次の通りとする。

会長 (1) 本会を代表し会務を統理する。

(2) 議決委員会に出席し、発言権、議決権を持つ。

(3) 議決委員会の召集を要求する。

(4) 議決委員会の決議に基づき各執行機関に執行を要求する。ただし会長が執行不都合と認めた場合、議決委員会に対して再審査を要求することができる。

(5) ホームルーム委員の兼任は認めない。

副会長 (1) 会長を補佐し、会長に事故のある場合は、その任務を代行する。

(2) 議決委員会に出席し、発言権、議決権をもつ。

(3) ホームルーム委員の兼任を認めない。

議決委員長 議決委員会を召集し議長を務める。書記を指命する。

書記 生徒総会および議決委員会の記録をとり保管する。

各執行委員長 (1) 委員会を統理し、召集する。

(2) 当該委員会に出席して発言権を持つ。

各執行副委員長 (1) 委員長に事故ある場合はその任務を代行する。

(2) 当該委員会に出席して発言権を持つ。

図書委員長 各執行委員長の任に準ずる。

図書副委員長 各執行副委員長の任に準ずる。

新聞委員長 図書委員長の任に準ずる。

新聞副委員長 図書副委員長の任に準ずる。
文化、体育各幹事長 各幹事会の議長を務め、会の記録を保管する。

第3章 生徒総会

- 第 9 条 生徒総会は全会員をもって構成する。
- 第 10 条 生徒総会は本会の最高決議機関である。
- 第 11 条 生徒総会は次の規定に基づき会長がこれを召集する。
- (1) 全会員の3分の1以上の要求のあった場合。
 - (2) 議決委員の過半数の要求があった場合。
- 第 12 条 召集の通告は原則として3日以前とし、議案、場所および日時を明示する。
- 第 13 条 生徒総会は全会員の4分の3以上の出席をもって成立し、出席会員の3分の2以上の多数決によって決議される。

第4章 議決委員会

- 第 14 条 本委員会は各ホームルームより選出された議決委員をもって構成する。
- 第 15 条 本会は総会につぐ決議機関である。
- 第 16 条 本委員会の任務は次の通りとする。
- (1) 生徒会全般にわたる事項の決議を行なう。ただし「クラブ」「図書館」「新聞」に関しては本委員会の決議範囲内において、それ等独自の具体的決議を認めらる。

- (2) 執行機関に対して、決議の執行を要求する。たゞしそれを拒否された場合には再審議しなければならない。
 - (3) 拒否が同一問題に関して2度行なわれた場合にはこれを各ホームルーム別にはかり、全会員の賛否の総数をもってその問題の賛否を決定する。
 - (4) 予算審理委員会および予算委員会の審議に基づいて、予算を本部費、総務費、文化部費、体育部費、県内派遣旅費の5分野に配分する。また各クラブ費を決定する。
 - (5) 必要に応じて文化委員会、体育委員会を召集する。
- 第 17 条 本委員会は隔週1回これを開催する。臨時に開く場合もある。
- 第 18 条 本委員会は委員会の全委員の3分の2以上の出席をもって成立し、全委員の過半数の多数決によって決議される。

第5章 執行機関

- 第 19 条 本会には執行委員会として次の委員会を置く。総務委員会、経理委員会、厚生委員会。
- 第 20 条 各委員会は議決委員会より執行を要求された事項が執行困難であると認めた場合これを拒否することが出来る。ただし拒否は2度以内とする。
- 第 21 条 総務委員会
- (1) 本委員会は各ホームルームより選ばれた総務委員をもって構成する。

(2) 本委員会の任務は次の通りとする。

- A 文化一般に関する執行
- B 体育一般に関する執行
- C 風紀に関する執行
- D その他の執行

(3) 本委員会は必要に応じて開催する。

(4) 本委員会は全委員の3分の2以上の出席をもって成立し、全委員の過半数の多数決によって決議される。

第 22 条 経理委員会

(1) 本委員会は各ホームルームより選出された経理委員をもって構成する。

(2) 本委員会の任務は次の通りとする。

- A 経理一般に関する執行
- B 生徒会本部費の作成

(3) 本委員会の召集は、総務委員会に準ずる。

(4) 本委員会の成立および採決方法は総務委員会に準ずる。

第 23 条 厚生委員会

(1) 本委員会は各ホームルームより選出された厚生委員をもって構成する。

(2) 本委員会の任務は次の通りとする。

- A 校内の清掃美化
- B 保健および衛生に関する執行

(3) 本委員会の召集は総務委員会に準ずる。

(4) 本委員会の成立および採決方法は総務委員会に準ずる。

第 6 章 図 書 委 員 会

第 24 条 本委員会は各ホームルームより選出された図書委員と図書係りの教職員とで構成する。

第 25 条 本委員会の任務は次の通りとする。

- A 図書に関する事項の決議を行なう。
- B 図書の購入を行なう。
- C 全会員の読書生活の向上をはかるため読書調査や図書館に関する希望意見の聴取を行なう。

第 26 条 本委員会は必要に応じて開催する。

第 27 条 本委員会は全委員の3分の2以上の出席をもって成立し、全委員の過半数の多数決によって決議される。

第 7 章 新 聞 委 員 会

第 28 条 本委員会は各ホームルームより選ばれた新聞委員をもって構成する。

第 29 条 本委員会の任務は次の通りとする。

- A 新聞部と協力して取材し、新聞の発行販売を円滑にする。
- B 新聞に対する世論をまとめる。
- C 生徒会報を発行する。

第 30 条 本委員会は必要に応じて開催する。

第 31 条 本委員会は全委員の3分の2以上の出席をもって成立し全委員の過半数の多数決によって決議せられる。

第8章 協議機関

第32条 本会は議決委員会とクラブの協議機関として文化委員会、体育委員会を置く。

第33条 文化委員会

(1) 本委員会は議決委員会より推薦された5名の常任委員と文化部幹事会よりその都度推薦された5名の非常任委員とで構成する。

(2) 本委員会の任務は次の通りである。

A 議決委員会とクラブとの意見の折衝。

B 議決委員会における決議を促進させるための具体案の作成。

(3) 本委員会は全委員の5分の4以上の出席をもって成立し、決議は原則として合議とする。

第34条 体育委員会

本委員会は文化委員会に準ずる。

第9章 予算委員会

第35条 (1) 予算審理のため予算審理委員会を設ける。

(2) 予算審理委員会の構成は次の通りとする。

イ 会長、副会長

ロ 全会員の中より議決委員会が指名したもの

ハ 議決委員会より選出されたもの

ニ 文化、体育両幹事会より

ホ 別に教職員より

5名

(3) 委員長は会長がつとめ副会長がこれを補佐する。

(4) 本委員会は中立的立場を保持し、そのため全会員の7分の1が要求してその過半数が賛成した場合にはリコールが成立する。

(5) 本委員会の任務は次の通りとする。

A 各使用部門へ対する予算案、ならびに決算等を要求する。

B 提出を要求した資料によって第16条

(4)に定める5分野へ配分すべく予算審理する。

C 文化、体育両予算委員会を召集する。

第36条 文化部費及び体育部費を各クラブに配分すべく審理するため文化及び体育両予算委員会を設ける。その構成は次の通りとする。

(イ) 審理委員会全員 (ロ) 各クラブ代表 2名

第37条 予算審理後それを議決委員会に送付する。

第10章 幹事会

第38条 本会には次の2つの幹事会を置く。

文化部幹事会 体育部幹事会

第39条 文化部幹事会

(1) 文化系クラブの幹事各1名をもって構成される。

(2) 文化系クラブに関する決議および執行を行なう。

ただし議決委員会の勧告はこれを入れなければならない。

- (3) 会議は必要に応じて、幹事長がこれを召集する。
- (4) 会議の成立ならびに採決方法は幹事会において定めるものとする。

第 40 条 体育部幹事会は文化部幹事会に準ずる。

第11章 ホームルーム

第 41 条 ホームルームは本会の1つの構成単位であり、各委員選出の母体となる。

第 42 条 ホームルーム生徒会はその全員をもって構成する。

第 43 条 ホームルーム生徒会は必要に応じて開く場合もある。議長には議決委員が当り、議決委員に事故ある場合は臨時に選挙を行なう。

第 44 条 ホームルーム生徒会は全員の4分の3以上の出席をもって成立し、出席人員の過半数の賛成により決議される。

第12章 選 挙

第 45 条 選挙はすべて単記制とする。

第 46 条 役員、ホームルーム委員の任期は年間2期制とし、役員再選は妨げない。1期及び2期の期間は次の通りとする。

1 期 4月1日～10月20日

2 期 10月21日～3月31日

ただし第1学年のみ1期については5月1日までとそれ以後との任期に分ける。

第 47 条 ホームルームの委員は兼任を認めない。またクラブの幹事もこれを兼ねることは出来ない。ただしホームルームの委員とクラブの幹事との兼任はさまたげない。

第 48 条 選ばれた役員の辞退は原則として、これを認めない。ただし次の項目に該当するものの辞退はこれを認める。

(1) 第3学年に限り同一年間に2期続いて選出されたホームルーム委員の辞退。ただし辞退は同一役務でなくとも差支えない。

(2) 身体が病弱のために辞退するもの（この場合学校医の診断書を要する）

第 49 条 (1) 会長の選挙は推薦者10名以上による立候補者に対して全会員の直接投票を行なう。ただし候補者が3名に満たない時は議決委員会および全会員中より議決委員会が3名に達するよう選考の上推薦する。なお、この場合議決委員会推薦候補の半数以上は議決委員中より推薦するものとする。議決委員会より推薦されたものの辞退は認めない。会長選挙の管理は総務委員会が行なう。

(2) 会長の規定得票数は有効投票数の5分の2とする。

(3) 副会長は会長の推薦したものを議決委員会において過半数の賛成をえて会長が委嘱する。ただし議決委員会で推薦者を拒否し

た場合、会長は新たに他の者を推薦する。

第 50 条 各執行委員会の委員長ならびに副委員長は各委員会において、互選する。ただし委員会の 3 分の 1 以上の同意を必要とする。

第 51 条 委員長、副委員長選出の際、最高得点者を委員長とし、次点者を副委員長とする。

第 52 条 ホームルーム委員の数および選挙の順序は次の通りとする。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| 1. 議決委員 | 1 名 | 2. 総務委員 | 2 名 |
| 3. 経理委員 | 2 名 | 4. 厚生委員 | 1 名 |
| 5. 図書委員 | 1 名 | 6. 新聞委員 | 1 名 |

第 53 条 議決委員の規定得票数はこれを有効投票数の 3 分の 1 とし、他の委員は 4 分の 1 とする。

第 54 条 (1) クラブに関する選挙の方法はすべてこれをクラブに一任する。

(2) 文化、体育両幹事長の選挙は幹事会において互選する。

第 55 条 文化、体育各委員会における委員長は、その都度互選により選出するものとする。

第 56 条 規定得票数に満たない場合は、決選投票を行なう。会長の場合は上位より 2 名について行ない他の場合はすべて上位より 4 名につき行なう。

第 57 条 全有権者の 3 分の 1 が要求して、その過半数が賛成した場合にはすべてリコールが成立する。ただし予算審理委員の場合は別条に定める。

第 58 条 欠席を生じた場合には補欠選挙を行なう。

第13章 会 計

第 59 条 本会員の入会金は 100 円とし、入会と共に納入する。

第 60 条 会費は月額 170 円とし、所定の期日までに納入する。

第 61 条 会費は事務室において保管し、その引出しへ係りの教職員を通じて行なう。

第14章 補 則

第 62 条 規約の改正は次の場合に行ない得る。

- (1) 生徒全員の 3 分の 1 以上の要求があった場合。
- (2) 議決委員の過半数の要求があった場合。

以上(1)、(2)の場合にその改正には全会員の直接投票を行ない、その過半数の賛成を要する。

第 63 条 本規約は採決された日より効力を発するものとする。

選 挙 細 則

- 会則第49条にもとづき、会長の選出には総務委員会より選出された選挙管理委員会が管理に当る。
- 選挙管理委員会は、総務委員長、副委員長を含み総務委員5名をもって構成し、総務委員長を管理委員長とする。
- 選挙管理委員会は選挙当日より1週間前に自立候補者届出の告示を行なう。届出のため少くとも3日間の期間をおく。

告 示

○月○日会長の選挙を行なう。
候補者は推薦者10名の氏名と共に○月○日
までに本委員会まで届け出られたい。
○月○日
選挙管理委員会

- 選挙管理委員会は投票日前日に立候補者の意見発表会を開く。発表順序は50音順とする。
(備考) 決選投票は生徒会会則第56条により上位2名について行なわねばならない。

16. 生徒会各クラブ紹介

- 文化部には次のクラブがある。
演劇部、放送部、弁論部、新聞部、文芸部、写真部、吹奏楽部、音楽部、美術部、書道部、地歴部、物理部、化学部、生物部、C・B・C、被服部、家事部、茶道部、華道部
- 体育部には次のクラブがある。
硬式野球部、陸上競技部、バレー・ボール部、バスケット・ボール部、軟式庭球部、硬式卓球部、体操競技部、ソフト・ボール部、ハンド・ボール部、バドミントン部、柔道部、剣道部、弓道部、登山部
- 同好会として文化部に、天文、軽音楽、青少年赤十字(JRC)、体育部に、サッカーがある。
自己の好む学問、趣味の道のいずれかにおいて、特に深く求めてゆくために文化部の各クラブに、文体力の増進、心身の鍛錬を計るために体育部の各クラブに入部して余暇の善用をはかることは望ましいことである。

17. 諸願届書式ならびにその注意

諸願届に関する注意

1. 誓約書その他学則に関連する諸願届は生徒本人より保護者および保証人またはそのいずれかとの連署の形式をもって提出すること。（学則による）
2. 誓約書に記載せられた事項に変動がおこった場合には速かに届け出ること。（例 本人、保護者、保証人の姓名、住所その他身分上の変更等）
3. 欠席等に関する諸願届は、生徒の保護者より提出すること。（事前又は事後3日以内に提出すること。規定第1条による）
4. 転入学を許可された者も誓約書を提出すること。
5. やむを得ない事情により、生徒が保護者の住所を離れて下宿（保護者の許を離れて住む場合はすべて下宿とみなす）しようとするときはあらかじめ下宿願を提出して学校の許可を得なければならない。
6. 諸願届の用紙は半紙半截（B5）型の半紙、用紙または、けい紙としてペンまたは毛筆を使用すること。
7. その他各様式に示された注意事項に留意して必要事項をとり、不必要事項は省略すること。
8. 誓約書、転（退）学願、休学願、復学願、保護者（保証人）住所変更届、保護者（保証人）変更届の用紙は事務室に用意してあるのでこれを利用する。

下宿願
第 学年 組
(氏名)

私は
もとを離れて
たいと思いますのでお許し下さるよう別紙
の略図を添え保護者の連署をもつて右お願
いいたします。

の理由により保護者の
に下宿いたし

昭和 年 月 日

生徒 保護者

山口県立徳山高等学校長 殿

右の者
(より) 月 日まで 日間)
(第 時限より 第 時限まで)
(第 時限より 第 時限まで)
欠席（欠課・早退）いたさせ（ます）（ま
した）ので（診断書を添えて）右お届けい
たします。

④ ④

右の者
(より) 月 日まで 日間)
(第 時限より 第 時限まで)
(第 時限より 第 時限まで)
欠席（欠課・早退）いたさせ（ます）（ま
した）ので（診断書を添えて）右お届けい
たします。

右保護者

山口県立徳山高等学校長 殿

（注意）病気欠席七日以上の場合は診断書
の添付を要す。

④